

○請願・陳情

市民の皆様が市政について意見があるときは、請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

【請願書】 議員の紹介があるもの

請願書はその内容に該当する委員会で慎重に審議され、採択されたものは、必要があればその結果を市長または関係機関に送ります。なお、結果が出ずに次の会議で再び審査するものは、継続審査となります。

【陳情書】 議員の紹介がないもの

陳情書は請願書の例により処理致します。本会議に諮る必要がないものと認めたものについては、議会運営委員会に諮ってその写しを議員に配布するのを例と致します。

【請願・陳情の出し方】

- 1 請願・陳情ともに文書で提出してください。(雛形参照)
 - 2 請願・陳情の内容を示す表題をつけ、趣旨及び理由を記載してください。
 - 3 請願・陳情の内容が多岐になる場合は、項目別に整理して記載してください。
 - 4 記載事項は日本語で記載し、件名、趣旨、提出年月日、請願（陳情）者の氏名・住所・押印（団体等の場合は団体名、団体の所在地、団体の代表者名、押印）が必要になります。
 - 5 請願書の場合は、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。
- ※正副委員長は、自己の所属する委員会の所管事項に関するものについては、請願の紹介議員とならないこととし、正副議長は、すべてに紹介議員となりませんのでご注意ください。

(表紙)

●●に関する請願書

平成●年●月●日

かすみがうら市議会議長
●●●●殿

請願者（代表者）
住所 ●●●●●
電話 ●●●●●
氏名 ●●●●●印
(外●●●名)

紹介議員
氏名 ●●●●●印

(本文)

件名 ●●●●について

趣旨 ●●●●することを求める

理由 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●

議
会
日
誌

5月

17日 議会運営委員会
25日 議会運営委員会
26日 全員の協議会
29日 全員の協議会

6月

1日 議会運営委員会
1日 全員の協議会
1日 第2回定例会
8日 議会運営委員会
18日 議会運営委員会
18日 全員の協議会

7月

6日 茨城県市議会議長
6日 視察研修
27日 石岡地方斎場組合
27日 管外行政視察研修
29日 湖北環境衛生組合
30日 視察研修

8月

30日 議会だより編集特別委員会
6日 議会だより編集特別委員会
6日 全員の協議会